

(公印省略)

日 財 第 1402 号
平成 28 年 10 月 21 日

各 部 長 様

総 務 部 長

平成 29 年度 予算 編成 方針

内閣府が 9 月に発表した月例経済報告によると「景気は、このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」と景気判断を据え置いたものの、海外景気の下振れによる影響などに留意する必要があるとしている。

日田市における経済状況は、市内企業景気動向調査の結果(平成 28 年 4 月～6 月)を見ると、熊本地震による観光客の減少などにより、全業種の合計で「業況・売上・採算」の全ての項目が前期と比較して悪化しており、7 月以降も引き続き厳しい予測となっている。

このような中、日田市の財政状況においては、平成 27 年度の経常収支比率は 90.9%と、前年度と比較して 0.2 ポイント悪化しており、また、合併による普通交付税の優遇措置が平成 27 年度から段階的に縮減され、平成 32 年度では平成 26 年度と比較して約 13 億 4,100 万円(平成 28 年 3 月の財政推計)が削減される見込みとなっているため、今後、急速な財政の硬直化が懸念される場所である。

これらを踏まえ、当初予算編成に当たっては、各部が抱えている現状の分析と課題の解決に向けた具体的な方向性を見極め、自らの創意工夫や事務事業の抜本的見直しにより、効率性・有効性の高い施策に重点的な予算措置を行うなど、第 4 次日田市行政改革大綱・実行プランを着実に推進するとともに、将来の財政状況を見据えた予算編成に取り組む必要がある。

一方、平成 27 年度に「日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、今年度は「第 6 次日田市総合計画」及び「日田市公共施設等総合管理計画」が策定されるもので、平成 29 年度は、これらの計画を具現化するための取組を加速する必要があることから、計画に盛り込まれる事業については、優先的に予算を配分する予定である。

また、国の予算については、平成 28 年度補正予算と平成 29 年度当初予算を合わせて、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組を推進するとしており、その動向を常に注視し的確に対応できる体制を整えておくようお願いする。

以上を踏まえ、予算要求に当たっては、次の事項に留意するよう通知する。

I 全般的事項

- 1 国・県の予算編成に伴い、今後具体化する施策情報を的確に把握し、財源の確保に努めるとともに、事務事業の効率性、有効性の十分な検討・見直しを徹底し、必要性の乏しいものについては、廃止や縮小をすること。
また、平成27年度決算における「不用額リスト（予算－決算）」を後日配布するので、多額の不用額を生じることがないように要求額を精査すること。
- 2 「第6次日田市総合計画」、「日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「日田市公共施設等総合管理計画」等の各種計画に盛り込まれる施策の実現に向けた要求を行うこと。
なお、これらの計画等に基づく事業の財源については優先的に確保し、予算措置についても配慮する予定である。
- 3 『協働のまちづくり出前懇談会』や市議会などからの意見・提言等については、内容の検証を行うこと。
- 4 部局を横断する事業の予算要求については、十分な連携を行い、重複することや統一性を欠くことのないよう努めること。
- 5 消費税率の8%から10%への引き上げが平成29年4月から2年半延期されるため、要求額の算出に留意するとともに、引き上げと併せて行う予定であった社会保障の充実分等については、国の予算編成過程で検討されることとなっているので、情報収集を遺漏なく行うこと。

II 歳入に関する事項

- 1 市税
市税収入は、本市財政の根幹をなすものであり、その積算に当たっては、税制改正の動きや今後の経済動向等に留意の上、課税客体の的確な把握や徴収率の向上に努め、年間の徴収見込額を的確に算定し計上すること。
- 2 地方交付税
地方財政計画等を考慮するとともに、地方交付税算定方法の見直しや市税収入の動向に留意し、年間見込額を計上すること。
- 3 国・県支出金
国・県の予算編成過程において、補助金の廃止・縮減・新設の徹底した情報収集を行い、補助金を活用した事業の効果等を精査し、歳出に対応した額を計上すること。
- 4 分担金・負担金
法令や条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るとともに、歳出に

見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料・手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

6 財産収入

未利用財産については、将来の使用目的等について十分検討し、処分可能なものについては、時価に沿った適正な価格で積極的に処分を行うこと。また、貸付可能なものは、適正な対価で貸し付けるなど、収入の確保に努めること。

7 市債

市債については、地方財政計画・地方債計画等を参考に、地方交付税措置等財政支援が講じられるものを極力選択し、市債残高の増嵩など後年度の財政負担に留意し、財政課と協議の上、所要額を計上すること。

8 その他

過去の実績などの客観的な資料に基づき、的確な見込額を計上するとともに、あらゆる収入の可能性を検討し、財源確保に努めること。

特に、日田市有料広告事業やふるさと納税制度(自治会還流制度)については、積極的にPRすること。

なお、基金繰入金の充当については、財政課と協議の上、計上すること。

III 歳出に関する事項

1 予算の要求枠

予算要求は、部局別に、次に示す基準により要求すること。

(1) 義務的経費【シーリング設定なし】

義務的経費の主なものは、人件費(単独分)、扶助費、公債費である。

扶助費については、対象者数や制度改正など、需要を的確に把握し、過大な予算要求にならないように注意すること。

また、特別会計への繰出金については、「V」の特別会計等に関する事項に留意すること。なお、建設関連事業などの投資的な経費については、繰出金抑制のため事業費の圧縮を図ること。

(2) 経常的経費【シーリング設定あり】

経常的経費の主なものは、物件費及び維持補修費等の通常事務の遂行に必要な管理予算的経費である。

各経費については、事業ごとに必要性の検証を行い、その節減に最大限努めること。また、近年の決算額を踏まえ、過大な過不足が生じないよう適切な要求を行うこと。

※ 平成 28 年度当初予算額(一般財源ベース)の ▲ 0%

なお、基準額については、各部政策企画担当に別途通知するが、枠内での要求ができない場合は、提出前にヒアリングを実施する予定である。

(3) 臨時的経費【シーリング設定あり】

平成 29 年度の実施計画として政策企画課に要求したもので、査定で採択(内示)のあったものに限る。なお、実施計画の査定は事業の方向性及び大枠を決定するものであることから、予算要求にあたっては、積算根拠、財源等について精査を行い、提出すること。

A 査定であっても、予算要求時までには事業内容の精査がなされていないものについては、予算措置を行わないものであること。

また、平成 29 年度の実施計画については、今後、年末にかけて示される国の地方財政計画の内容によっては、A 査定の事業についても調整をする可能性がある。

※ 平成 29 年度実施計画の採択(内示)のあった事業費の範囲内で、かつ、一般財源の範囲内 (A 査定及び B 査定)
ただし、次の事業等は、臨時的経費の例外とする。

① 災害復旧事業

② 実施計画以外で、特別の事由によるもの
(政策企画課と協議した上で提出のこと)

2 個別経費の取り扱い

(1) 人件費

平成 29 年 3 月 31 日退職予定者を除き、かつ、新陳代謝分(再任用含む)及び定昇分を加味して年度間所要額を計上すること。なお、計上に当たっては、別途指示する。

(2) 物件費

経費節減可能なものについては、積極的に削減すること。なお、特段留意する点は、次のとおりである。

① 賃金 要求に当たっては、総務課職員係と十分協議すること。

② 需用費 消耗品、燃料費及び光熱水費については、特に抑制に努めること。また、食糧費については、開催時間の調整などにより縮減に努めること。

(3) 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保に十分配慮すること。
修繕については、「公共施設等総合管理計画」に沿ったものとすること。

(4) 委託料

委託料については、業務内容や委託範囲等の見直しを行い、安易に今年度

と同様とすることなく、発注内容等の工夫をして経費の削減を図ること。

(5) 工事請負費

労務単価や資材費の動向などに十分留意し、事業費の積算を行うこと。

(6) 負担金、補助及び交付金

負担金、補助金及び交付金については、現在、企画課で見直しを行っているところであるが、対象団体の決算状況等を参考に、事業内容、繰越金の状況を考慮し、平成 29 年度当初予算からでも廃止・縮小が可能なものについては、企画課と協議の上、前倒して実施すること。

また、各種団体・協会等への負担金については、依然として過度な決算剰余金を生じることにより次年度へ繰越す事例が見受けられることから、加入の適否や負担額の妥当性を検証した上で、廃止・縮小を図ること。

(7) 貸付金等

利用状況や事業効果を十分把握し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託倍率等の見直しを行うこと。

IV 債務負担行為

後年度における支出を義務付けるものであることから、設定に当たっては慎重を期すること。

消費税率の引き上げ（平成 31 年 10 月予定：8%⇒10%）が見込まれるため、設定額の算定に注意すること。

V 特別会計等に関する事項

特別会計の予算要求に際しては、独立採算の基本原則に基づきながら、経常経費については、一般会計と同様に歳出抑制の観点から経費節減等事務事業の効率化と料金体系の見直し等を含めた経営改善に努めること。

特に、一般会計からの基準(ルール)外の繰出金に依存している特別会計については、経費の精査を行い要求すること。

なお、公共下水道事業特別会計については、平成 29 年度からの公営企業会計の適用（法適化）に対応した初年度の予算編成となることから、遺漏のないよう特段の注意のもと要求を行うこと。

VI 財政マネジメント強化の取り組み

地方財政のマネジメント強化に関する取り組みとしては、国の要請に基づき、「公共施設等総合管理計画の策定」「地方公会計の整備」「公営企業会計の適用（法適化）」を3つの大きな柱として、日田市においても本格的に取り組を進めているところである。

「日田市公共施設等総合管理計画」については、今年度中に策定を終える中で、公共施設の集約化・複合化など、効率的な公共施設の維持管理や更新を進める必要があることから、平成 29 年度当初予算に計画の方向性を積極的に反映させる予定

である。

「地方公会計の整備」については、財政の「見える化」を進めるため、複式簿記の手法を取り入れた統一的な基準による財務書類の作成を、平成 29 年度末までに行うもので、各課においても、今後明らかになるストック（資産・負債）及びフロー（収入・費用）の状況を見据えた予算編成に努めること。

「公営企業会計の適用」については、経営の健全化を確実に進めるため、簡易水道事業及び下水道事業の法適化を平成 32 年度までに行うもので、公共下水道事業については前述のとおり先行して平成 29 年度からの法適化、その他の事業についても平成 32 年度までに法適化する予定である。

これらの取り組みに関わる部局については、国の情報等を常に注視するとともに、庁内での緊密な連携も行いながら確実に業務を進め、必要となる予算については、遺漏なく適正に要求すること。

また、新たな地方公会計では、公営企業会計や第 3 セクター等も連結対象として含まれることから、第 3 セクター等の経営状況については、今後のあり方の検討を含めチェックを行うこと。

VII 普通交付税の合併算定替終了による影響額に関する事項（段階的削減）

普通交付税の合併算定替（優遇措置）終了による削減は、平成 27 年度から平成 32 年度まで段階的に実施され、平成 28 年 3 月の日田市財政推計では、年度ごとの削減見込額は以下のとおりである。

現在、普通交付税の算定方法の見直しが行われており、削減額は圧縮されつつあるが、何れにしても、今後、多額の一般財源が削減されることを認識し、平成 29 年度の予算要求を行うこと。

<普通交付税（優遇措置額）の段階的削減額>

年度	削減率	削減見込額 (27・28 年度は実績)
平成 27 年度	10%	△1 億 8,020 万円
平成 28 年度	30%	△3 億 8,500 万円
平成 29 年度	50%	△6 億 7,100 万円
平成 30 年度	70%	△9 億 3,900 万円
平成 31 年度	90%	△12 億 700 万円
平成 32 年度	100%	△13 億 4,100 万円